

ペットボトルキャップ回収容器配布にあたってのQ & A

Q	A
1	<p>ペットボトルキャップは、飲料用以外のものでもよいか。</p> <p>飲料用のペットボトルのキャップのみが対象となります。 醤油、ソース、ケチャップ、ドレッシング等のペットボトルのキャップには、液体のこびりつき等がありリサイクルになじまないためです。これらは、可燃ごみとして排出してください。</p>
2	<p><u>市では、回収を行っておりませんので、以下のいずれかの方法で引き渡してください。</u></p> <p>(1) NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（以下、「JCV」という。）」への寄付を希望される方</p> <p>①ペットボトルキャップ回収事業者である進栄化成（株）に回収してもらう（この事業者を通じてJCVへ寄付されます。）。</p> <p>回収にあたっては、条件等がありますので、詳細は以下連絡先にご相談ください。</p> <p>● 進栄化成 株式会社</p> <p>電 話：03-3849-3600 FAX：03-3889-5640</p> <p>URL：https://www.balanca.jp/shinei/index.html</p> <p>②JCVホームページのリストに掲載されているペットボトルキャップ回収事業者団体に相談する。</p> <p>URL：http://www.jcv-jp.org/donation/recycle_list.html</p> <p>③市環境事業所へ持ち込む（市環境事業所から進栄化成（株）が回収し、この事業者を通じて、JCVへ寄付されます。）</p> <p>なお、少量であれば、区役所や保健福祉センター等に設置してあるペットボトルキャップ回収箱へお持ち込みいただくことも可能です。</p> <p>(2) JCV以外の団体への寄付等を希望される方</p> <p>皆様で再資源化業者等に売却してください。なお、市では、再資源化業者等の紹介はしておりません。</p>